

目

次

伊佐市 議会だより



2017年4月30日 いさドラゴンカップ

● 当初予算・事業関係 ····································	2
●委員会報告	7
●議決結果	9
●総括質疑 ······	10
●表決結果・意見交換会(団体募集)	11
●一般質問	12
●閉会中も議会活動	19
●編集後記・いさの夜空	20

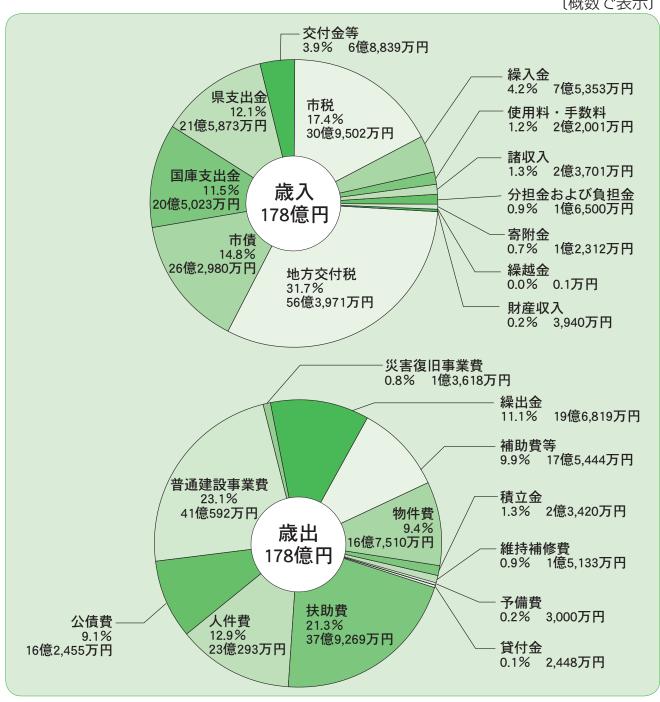
稲 穂 晴れやか 伊佐の郷

178億円 可決

3月定例会は、2月24日から3月24日までの29日間の会期で開きました。

当初予算のキーワードは 「将来に向けた新たなる挑戦と行財政改革の推進」

〔概数で表示〕



平成29年度一般会計予算

【6つの重点施策】

実効性の高い安全・安心なまちづくり

2 成長性を重視した新たな産業施策

3 移住・定住のための新たな展開

4 魅力ある地元進学・生徒の招致の環境づくり

5 スポーツによる地域活性化

6 中期的な経営計画の再構築

・地方交付税

・市債

・国保の赤字補填

56億4,000万円 26億3,000万円

22億 600万円

1億4.540万円

3億2,500万円

6,310万円

141万円

2億7,500万円

「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」関連 37事業 2億1,000万円

■当初予算総括表■

【概数で表示】

	会 計			-	成 29 年度 -算額(A)	平成 28 年度 当初予算額(B)	増減(A)-(B)			
_	般	会	計		178億円	2.3億円				
	国民健康保険事業				2.5億円					
	介護	呆 険 事	業		31.6億円	31.8億円	△0.2億円			
特別会計	介護サ	ービス	事業		0.2億円	0.26億円	微減			
会計	後期高	齢者[医療		4.3億円	4.6億円	△0.3億円			
	簡易刀	k道導	事 業		0.55億円	0.5億円	微増			
	農業集	落排水	事業		2.2億円	1.7億円	0.5憶円			
水	道事	₩ △	計	収入	4.8億円	5.3億円	0.5憶円			
八	坦 争	業会	āl	支出	6.4億円	6.4億円	_			

■一部事務組合予算■

【概数で表示】

伊佐市が参加している主な一部事務組合	29 年度当初予算	伊佐市負担金
伊佐湧水消防組合	7億4,176万円	4億7,683万円
大口地方卸売市場管理組合	187万円	99万円
伊佐北姶良火葬場管理組合	3,879万円	1,588万円
伊佐北姶良環境管理組合	7億3,060万円	3億7,263万円
姶良・伊佐地区介護保険組合	1億1,731万円	1,839万円
鹿児島県後期高齢者医療広域連合	2,776億1,414万円	9億2,904万円

6つの重点施策

1.「実効性の高い安全・安心なまちづくり」

・社会資本整備で雇用を確保 道路・橋りょう・施設改修などの工事

・汚泥再生処理センターの建設(H23~H29)

・ 小水流団地の建替 (H27~H29) 建設工事の実施

2. 「成長性を重視した新たな産業政策」

・ふるさと納税の返礼品として、地元特産品を活用

• 畜産農家への支援(優良種雌牛保留導入補助)

• 高校生向け企業ガイダンスの開催(地元企業の紹介と労働力確保)

3. 「移住・定住のための新たな展開」

• 地域おこし協力隊導入事業

・ 空き家バンク創設

総額 141 万円

130万円

11万円

4. 「魅力ある地元進学・生徒招致の環境づくり」

小・中学校 | C T環境整備(タブレットの導入)

• 大口高等学校進学奨励金を継続

• 市内中学校・高等学校生徒へ、海音寺潮五郎著作単行本を配布

・ 民間活力による学生寮の建設を支援

総額 1億4,540万円

総額 22億 600 万円

2億7,500万円

17億2,100万円

2億1,000万円

総額 6,310 万円

5,000万円

1,300万円

10万円

1億1,000万円

640 万円

400万円

2,500 万円

5. 「スポーツによる地域活性化」

・かごしま国体カヌー関連経費(カヌー艇庫建設・備品購入等)

総額 3億2,500万円

6. 「中期的な経営計画の再構築」

• 地方交付税

【歳入】56 億 4,000 万円(H28 年度比 △6,000 万円)

• 市債(借金)

【歳入】26億3,000万円(H28年度比+3億1,100万円)

国保の赤字補填(保険税の負担緩和で市民生活を支援)

2億7,500万円

〇「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」関連 37事業 2億1,000万円



道路の整備

各市道の維持管理 1億800万円

補修、側溝整備など

各市道の新設改良 5億3,400万円

(うち国庫補助金や

市債を伴う事業費 4億5,100万円)

小水流団地の建替 Ⅱ期工事

公営住宅長寿命化計画に基づき小水流団地 の老朽化へ対応する。29年度は最終年。

事業実施期間:H27~H29 総事業費:4億6,000万円

H27 解体·擁壁側溝入替工事、移転補償

H28 建設 I 期工事 5棟 10 戸 H29 建設Ⅱ期工事 5棟10戸

文化交流を通じて中高生の連携を推進 【地方創生】 470 万円

~中高生連携推進事業基金を活用~ 子どもが創る本物感動文化

フェスティバル

演劇ワークショップ劇団いさ 中学校用楽器の更新



汚泥再生処理センター施設整備 17億2,100万円

H29 はプラント建設工事の最終年度となる。

本格稼働予定 平成30年4月

事業実施期間:H24~H29 総事業費:32億2,900万円

H27~H29

事業費: 29億3,500万円

内容:実施設計・プラント建設工事

性能検査

H30.1~ 試運転及び性能評価 汚泥搬入を順次新センターへ

衛生センター施設閉鎖 3,200 万円

汚泥再生処理センターの施設整備が完了する ため、現在の衛生センターの施設閉鎖に伴う各貯 留槽の清掃経費を計上。

施設閉鎖予定 平成30年3月

全学校パソコン教室 パソコン・プリンター等更新 1億1,000万円

児童・生徒用パソコンをデスクトップからタブ レットへ

地域おこし協力隊導入 【地方創生】 130万円

都市部から若者の人材を誘致し、多くの分野に わたり活動してもらう。伊佐を好きになってもら い、仟期後は移住を進める。H29は募集。H30 から受入。

空き家バンク創設【地方創生】 11万円

市内の空き家を紹介することで、空き家活用を 図る。

DMO (地域と協働して観光地域づくりを行う 法人)への支援【地方創生】

1,500万円

地域づくりの舵取り役として他団体と調整し ながら、情報収集・分析に基づく戦略による観光 地域づくりを実現するために取り組むDMOを さつま町と共に支援する。

事業主体:(株) やさしいまち

市町合わせた補助金3,000万円

(財源:国1,500万円 さつま町750万円

伊佐市 750 万円)

H32 鹿児島国体力ヌー競技開催 に向けて 3億2,500万円 準備委員会から実行委員会へ【地方創生】

かごしま国体伊佐市準備委員会へ負担金 270万円

競技開催に向けた会場準備【地方創生】

カヌー艇庫建設(外構・備品購入含む) 3億2,200万円



木造住宅整備促進を継続(最終年度) 【地方創生】 1,700 万円

商工業の活性化と雇用の維持及び木材利用の 促進を図るため、市内業者を利用して自ら居住す る木造住宅を新築あるいは増改築した場合に、一 定額(対象経費の10%等)を助成する。

空き家活用事業補助金と統合し H27 から H29 まで 3 年間延長した。

鳥獣害防止施設整備(市単独事業) 160万円

イノシシ等からの鳥獣害を防止するための 施設整備に対し補助する。

イノシシ用電気柵

42,000円(1基当たり)×10基 シカ用電気柵

81,000円(1基当たり)×15基

鳥獣被害防止総合対策(ハード事業)

6,400 万円

シカ・イノシシ用ワイヤーメッシュ柵 3箇所 41,585m

1,750 万円 高齢者予防接種

高齢者インフルエンザと成人用肺炎球菌ワク チンの接種

第3子以降の保育料を完全無料化

3,200万円

国の基準に漏れる第3子以降の保育料につい て、市が負担して無料化を実施。



むらづくり事業を継続 1,800 万円

集落地区単位で組織するむらづくり推進委員 会で地域の課題を解決する場合に、その費用の一 部を補助する。

新規就農者の育成を支援 2,000万円

青年就農者給付金(経営開始型)

13人 × 150万円





ほ場整備費の償還 1億1,500万円

平成 20 年度の合併当初は 23 億 1,500 万円 の債務があったが、平成29年度の償還を終える と平成30年度以降の支出総額は2億8,900万 円となる。(平成37年度終了)

売れる野菜の面積拡大と機械導入への支援 190万円

かぼちゃ磨き機導入補助

農家が導入するかぼちゃ磨き機の購入に対する補助 金山ねぎ面積拡大補助

新規栽培又は面積を拡大する農家の栽培に要する 経費に対し補助

子育て支援センターの運営 3,200 万円

地域子育て支援拠点事業(2ヶ所)、親子教室 事業、利用者支援事業(2ヶ所)、ファミリーサ ポートセンター事業を実施する。

5件ずつ、

主な質疑と

管理事業880万円重留地区多目的広場

Q 内容は。 花公園の管理委託料

建設課

花の種子の散布管理等で 花を1・8ヘクタールで 4・8ヘクタール、 菜の Q

180万円 断改修事業費

ある。

A

木造住宅

宅

0)

耐

震診

断

業費の3分の2、

金額

で6万円、

耐震の補強

20 %

生産者が30%を負

Q

事業の内容は。

を加える改正である。

事をされる方を対象

事業費

分

をされる方を対象に事

Q

予

算

0) 具

体的な内

容

は

万円を 導入事業181万円 地域おこし協力隊の

の 23 、

金

額

で 0)

30 $\begin{array}{c} 1 \\ 0 \\ 0 \end{array}$

限度に補助するものであ 計で180万円である。 29年度については、 診断に30万円、 合 A Q どの隊員を募集し伊佐市 してもらい、 0 新規事業として10人ほ 協力隊の内容は いろいろな分野で活躍 伊佐市の魅

改修に150万円で、

企画政策課

力を発信し、

伊

0

野菜価格安定対策事業

657万

農政課

A 29年度は、 コスモスを

A 成は、 興対策として経営安定と 基金を造成し価格保障を するものである。 ねぎ、 域銘柄確立推進のため 事業費の内容は。 市が50%、 かぼちゃの生産振 J A が 基金造

費1755万7千 木造住宅整備促進事業 伊佐PR課 円

成のあり方については なっている。今後この助 がこの基金の最終年度と 化している。29年度まで 再度検討していく予定で 上しているが、申請が鈍 基金の残高をもとに計

農業委員会

委託について

住していただきたい。 佐市に定 A 現在、 具体的な内容は。

が足りないところについ 進委員、農業委員で調査 る。 センターを予定してい 託先としてシルバー人材 て調査をしてもらう。 て、外部に3人を委託し 毎年1回行っている。 委

条例の制定について置条例の一部を改正する議案第17号 伊佐市課設

利用状況調査を 推 Q 市民課健康保険係が主 改正の内容は。

につき、 る。 健予防に関すること。」 介護課」に改め、市民課 進係を市民課に移管す 健康長寿課にある健康増 的 指導事業等を含めた総合 療費適正化等の取り組み 体となり推進している医 の事務分掌に「成人の保 長寿課」 な推進を図る。 これに伴い、 健康審査や保健 の課名を「長寿 「健康 現在、

総務課

林務課

の制定についての設置に関する条例の設置に関する条例に関する条例

A Q 指導等である 民間隊員は鳥獣の被害防 た市職員の役割として発 2人を予定している。 せて20人程度、 政課・農業委員会) 止技術等の向上及び普及 一被害の時期の調査等の 市の職員 設置の具体的内容は。 (林務課・ 民間から 合わ ま 農



ある。

文教厚生委員会

事業特別会計予算度伊佐市国民健康保険 平成29年

疾病予防費減 額

Q

減額の理由は。

A ば、 したい。考え方は今まで 年度に人間ドックに行く みで予算組みをした。 197人とし、実績見込 と変わらない。 人が増えるようであれ 人間ドックを63人減の 前もって補正で対応 29 福祉タクシー

事業特別会計予算 年度伊佐市簡易水道 議案第14号 平成29

4870万円 事請負費

Q

松木原地区が入ると事

A 年計画事業である。29年 度の施工箇所は冨士地区 業費が増えてくるのか。 1億5000万円の3

> 内。 に計画している。 松木原地区は30年度

2 5 0 0

ふるさとステージ公演 榎木孝明氏 文化スポーツ課

Q 内容は。

A 画である。 奏とコラボするという企 それに合わせてピアノ演 行 台で宮沢賢治の朗読劇を 榎木孝明氏がひとり舞 いながら、舞台の中で

健康長寿課

成はできるだけ早い機会、 源は一般財源の予定。完

券

Q か。 今後増やしていく方向

A ければならない。 況にあり、考えていかな 般財源が非常に厳しい状 制を取っていきたい。一 方に支援できるような体 なので、より困っている 予算は減っていく方向

外からの生徒確保という

学校教育課

ヌーだけでなく、市外県

大きなねらいがある。

る高校生が対象だが、

力

員で対応する。

学生寮建設補助 万円 金

内容は。

A Q 部屋。 り、 いる。 00万円と設定した。 財 000万円程度と聞いて 予定している。規模は10 分の2を補助、 の空き地に学生寮建設を 民間の方の要望が 湯之尾温泉街対岸側 建設費は概算で4 補助対象経費の3 上限25

けてのカヌー環境強化と 今年中にと考えている。 インターハイ、国体に向 いうことで、カヌーをす 障がないのか 業務は現状のまま嘱託職 専門資格を必要とする

環境政策課

の延命化 Q

効果は。

Q ばせるのか。 今の技術で何年ほど伸

教育委員会総務課

は大丈夫だろうと予想し 施設開所から30年ぐらい 行っている。これが終わ 変えていく計画をつくり 開設しており、平成26年 ている。 ると、延命化に対応でき ア類の大きな部分を毎年 からの4年間程でコンベ 平成12年4月に施設を

市民課

市民窓口 臨時職員での対応で支 事務事

業 医療扶助は、

タブレットを導す全学校に教育用の 入の

A 主なねらいとして、 児

員賃金減額 育推 進

童生徒の表現伝達力、

情

報の活用能力、情報収集

Q 理由は。

論理的思考力、コミ

A 勤務で活動していたが、 お願いしている。 29年度は月9日間勤務で 28年度までは月10 日間

きたい。一つのツールで どを学び、備えていただ ユニケーションモラルな

こども課

考える。

力向上に繋げられたらと あり、活動を通して、学

リック医薬品医療扶助とジェ ネ A

状況は。

用率は、 2350万円ほど。28年 がピークで、全扶助費 ジェネリック医薬品の使 ないか。 額医薬品の使用等もあり 度は入院患者の増や、 ともに、 の66・7%を占める4億 4億円程度に迫るのでは 76 7 % 27年度、 伊佐市における 23 年 28年度 高 度

子育て関連委託料増額

Q 理由は。

福祉課

業は、 センター事業に大口、 また、トータルサポート 母親学級を開催するため。 業で産婦人科に委託をし、 たに事業を開始するため トセンター事業が今回新 トータルサポートセンタ 事業は、妊産婦支援事 子育て支援センター ファミリーサポー 菱 事

社会教育課

た。

援センターは 分が増え、

の事業委託料を移した つの子育て支援センター

子ども発達支

人件費が増え

議 決 結 果 一 覧 表

お食・伊佐地区介護保険組合規約の一部変更について 原来可決 原案可決 2 平成 28 年度伊佐市一般会計補正子算(第 9 号) 原案可決 28 年度伊佐市園民健康保険事業特別会計補正子算(第 3 号) 原案可決 28 年度伊佐市後関高齢者医療特別会計補正子算(第 3 号) 原案可決 5 平成 28 年度伊佐市後関高齢者医療特別会計補正子算(第 3 号) 原案可決 6 平成 28 年度伊佐市農業集務排水事業特別会計補正子算(第 4 号) 原案可決 7 平成 28 年度伊佐市農業集務排水事業特別会計補正子算(第 4 号) 原案可決 7 平成 28 年度伊佐市農業集務排水事業特別会計并正子算(第 4 号) 原案可決 9 平成 29 年度伊佐市機会計予算 原案可決 9 平成 29 年度伊佐市機会計予算 原案可決 9 平成 29 年度伊佐市機等主等対場会計予算 原案可決 10 平成 29 年度伊佐市機等上等対場会計予算 原案可決 11 平成 29 年度伊佐市後間高格道事業特別会計予算 原案可決 12 平成 29 年度伊佐市機等上事業特別会計予算 原案可決 13 平成 29 年度伊佐市機等上事業特別会計予算 原案可決 14 平成 29 年度伊佐市成業集務排水事業特別会計予算 原案可決 15 平成 29 年度伊佐市成市工事業等別会計予算 原案可決 16 平成 29 年度伊佐市成市工事業会計予算 原案可決 17 伊佐市議設置条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 18 任佐市職員の勤務時間、体限等に関する条例及び伊佐市職員の育児体業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市協民業会施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原業可決 伊佐市政民集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原業可決 伊佐市政民集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原業可決 伊佐市政民集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原業可決 伊佐市風歌観所等対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり譲家庭等医療費助成条例の 一部を改正する条例の制定について 9 伊佐市島最被害兄弟院協議会設置条例及び伊佐市ひとり譲家庭等医療費助成条例の 12 に対して基準等の規制に関する条例の制定について 原業可決 伊佐市島最被害対策・20 東衛の機能の減額について 原業可決 財産の最低売却価格の減額について 原業可決 財産の最低定却価格の減額について 原業可決 財産の最低定却価格の減額について 原業可決 財産の最低定却価格の減額について 原業可決 財産の最低定対価格の減額について 原業可決 財産の最低に対価格の減額について 原業可決 財産の最低に対して 原業可決 財産の最低に対して 原業可能 1 日本に対しに対して 1 日本に対しに対して 1 日本に対しに対して 1 日本に対しに対して 1 日本に対して 1 日本に対しで 1 日本に対して 1 日本に対して 1 日本に対して 1 日本に対しで 1 日本に対して 1 日本に対しで 1 日本に対して 1 日本に対し	議案番号	件 名	議決結果
3 平成 28年度伊佐市 同民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) 原案可決 原案可決 28年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 原案可決 28年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 原案可決 7 平成 28年度伊佐市徳別高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 原案可決 7 平成 28年度伊佐市他成会計平業等別会計補正予算(第4号) 原案可決 7 平成 28年度伊佐市他成会計予算 原案可決 9 平成 29年度伊佐市他会計予算 原案可決 9 平成 29年度伊佐市世会計學算 原案可決 9 平成 29年度伊佐市世代会計學算 原案可決 9 平成 29年度伊佐市被会計予算 原案可決 11 平成 29年度伊佐市大護中人工学、中人工学、中人工学、中人工学、中人工学、中人工学、中人工学、中人工学、	1	姶良・伊佐地区介護保険組合規約の一部変更について	原案可決
4 平成 28 年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号) 原業可決 原業可決 日本 28 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号) 原業可決 原業可決 ア成 28 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号) 原業可決 原業可決 平成 28 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号) 原業可決 原業可決 8 平成 28 年度伊佐市大道事業会計補正予算(第 4 号) 原業可決 原業可決 9 平成 29 年度伊佐市一教会計予算 原業可決 原業可決 10 平成 29 年度伊佐市人憲保験事業特別会計予算 原業可決 原業可決 11 平成 29 年度伊佐市介護保験事業特別会計予算 原業可決 原業可決 12 平成 29 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算 原業可決 原業可決 中成 29 年度伊佐市農業集務排水事業特別会計予算 原業可決 日本 12 平成 29 年度伊佐市農業集務排水事業特別会計予算 原業可決 日本 14 平成 29 年度伊佐市農業集務排水事業特別会計予算 原業可決 日本 15 平成 29 年度伊佐市農業集務排水事業特別会計予算 原業可決 日本 16 平成 29 年度伊佐市農業集務排水事業特別会計予算 原業可決 日本 17 伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について 原業可決 伊佐市職員等の旅費に関する条例の制定について 原業可決 伊佐市職員等の旅費に関する条例の制定について 原業可決 伊佐市農等児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について 原業可決 伊佐市産門鬼族学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について 原業可決 伊佐市立立年検施設部会置及び管理に関する条例の制定について 原業可決 伊佐市政保報会施設部会置及び管理に関する条例の制定について 原業可決 伊佐市政保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原業可決 伊佐市風致建区内における建業等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 原業可決 伊佐市風致建区内における建業等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 原業可決 伊佐市局政策区内における建業等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 原業可決 伊佐市局政策区外策策施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定 原業可決 伊佐市局政策区分別実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定 原業可決 伊佐市局政策と対策機能議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定 原業可決 伊藤市政保護財務実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定 原業可決 伊佐市島政策区対策施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定 原業可決 伊佐市局政策と対策が支援を対策を対策を対策が表別を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を	2	平成 28 年度伊佐市一般会計補正予算 (第 9 号)	原案可決
5 平成 28 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 岁) 原業可決 原業可決 7 平成 28 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号) 原業可決 7 平成 28 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号) 原業可決 8 平成 28 年度伊佐市人護事業会計補正予算(第 4 号) 原業可決 8 平成 29 年度伊佐市一般会計予算 原業可決 10 平成 29 年度伊佐市人護保険事業特別会計予算 原案可決 11 平成 29 年度伊佐市介護保険事業特別会計予算 原案可決 12 平成 29 年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算 原業可決 13 平成 29 年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算 原業可決 14 平成 29 年度伊佐市食農業集落排水事業特別会計予算 原業可決 F 14 平成 29 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算 原業可決 F 15 平成 29 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算 原業可決 F 16 平成 29 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算 原業可決 F 17 伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について F 18 年 18 年 19 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する条例の制定について F 19 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の利定について F 19 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について F 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について F 19 伊佐市政区集会権設の開設衛等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について F 19 伊佐市校区集会権設の開設衛等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について F 19 年 19	3	平成 28 年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号)	原案可決
日 で成 28 年度伊佐市簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号) 原案可決 原案可決 ア	4	平成 28 年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	原案可決
7 平成 28 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号) 原案可決 原案可決 平成 28 年度伊佐市水道事業会計補正予算(第 4 号) 原案可決 原案可決 9 平成 29 年度伊佐市山(会計予算 原案可決 原案可決 10 平成 29 年度伊佐市(力護保険事業特別会計予算 原案可決 原案可決 11 平成 29 年度伊佐市介護保険事業特別会計予算 原案可決 12 平成 29 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算 原案可決 13 平成 29 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算 原案可決 14 平成 29 年度伊佐市億易水道事業特別会計予算 原案可決 15 平成 29 年度伊佐市他高級水道事業特別会計予算 原案可決 16 平成 29 年度伊佐市改道事業会計予算 原案可決 17 伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市超長等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市立学校施設照明設備等使用料徵収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市支保業児童対策協議会会との一部を改正する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市支保業児童対策協議会会との一部を改正する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市製作業公童対策協議会会設置条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市農財政主管政計算協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の 原案可決 12 伊佐市島財被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市島財被害対策に関する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市島財被害対策に関する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市島財被害対策に関する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市島財被害対策に関する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市島財被害対策に関する条例の利定について 原案可決 12 伊佐市島財被害対策に関する条例の利定について 原案可決 12 伊佐市島財被害対策に関する条例の利定について 原案可能 12 伊佐市政官の対策に対策が対策 12 年間 12 年	5	平成 28 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	原案可決
8 平成 28 年度伊佐市・被会計予算 原案可決 原案可決 原案可決 10 平成 29 年度伊佐市一般会計予算 原案可決 原案可決 11 平成 29 年度伊佐市大護保険事業特別会計予算 原案可決 原案可決 12 平成 29 年度伊佐市大護保険事業特別会計予算 原案可決 原案可決 12 平成 29 年度伊佐市(大護保険事業特別会計予算 原案可決 13 平成 29 年度伊佐市(大護保険事業特別会計予算 原案可決 14 平成 29 年度伊佐市(大護保険事業特別会計予算 原案可決 原案可決 15 平成 29 年度伊佐市農業集務排水事業特別会計予算 原案可決 16 平成 29 年度伊佐市北道事業会計予算 原案可決 17 伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市政・新費・の・新を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 20 伊佐市政・新費・大護保護・大護保護・大学保護・大学保護・大学保護・大学保護・大学保護・大学保護	6	平成 28 年度伊佐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)	原案可決
9 平成 29 年度伊佐市一般会計予算 原案可決 原案可決 10 平成 29 年度伊佐市国民健康保険事業特別会計予算 原案可決 原案可決 11 平成 29 年度伊佐市介護保険事業特別会計予算 原案可決 12 平成 29 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算 原案可決 13 平成 29 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算 原案可決 14 平成 29 年度伊佐市機関高齢者医療特別会計予算 原案可決 15 平成 29 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算 原案可決 16 平成 29 年度伊佐市改進事業会計予算 原案可決 17 伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市農員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市農員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市政条例等の一部を改正する条例の制定について 原案可決 10 伊佐市政学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 11 伊佐市政経会統設の設置及び管理に関する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市安保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の 原案可決 12 伊佐市関級地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について 12 伊佐市島歌被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 12 伊佐市島歌被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 12 伊佐市島歌被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 12 伊佐市島歌被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 12 日佐市島歌被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 12 日佐市島歌被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 12 日族等可決 財産の最低売却価格の減額について 12 日族等可決 財産の最低売却確認の議額について 12 日族等可決 財産の最低売却確認の設置に関する条例の制定について 12 日族等可決 財産の最低売却確認の議額について 12 日族等可決 12 日族等可能 12	7	平成 28 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)	原案可決
10 平成 29 年度伊佐市国民健康保險事業特別会計予算 原案可決 原案可決 11 平成 29 年度伊佐市介護保險事業特別会計予算 原案可決 原案可決 12 平成 29 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算 原案可決 原案可決 13 平成 29 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算 原案可決 14 平成 29 年度伊佐市機関高齢者医療特別会計予算 原案可決 15 平成 29 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算 原案可決 16 平成 29 年度伊佐市北道事業会計予算 原案可決 17 伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 17 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する条例といって 原案可決 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市政務会員会条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市政務会員会条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 10 伊佐市立分稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市立分稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市要保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市かとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について 伊佐市國教地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について 伊佐市國教地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市島獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について	8	平成 28 年度伊佐市水道事業会計補正予算 (第 4 号)	原案可決
11 平成 29 年度伊佐市介護保険事業特別会計予算 原案可決 原案可決 12 平成 29 年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算 原案可決 原案可決 13 平成 29 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算 原案可決 原案可決 14 平成 29 年度伊佐市簡易水道事業特別会計予算 原案可決 原案可決 15 平成 29 年度伊佐市進業業務排水事業特別会計予算 原案可決 原案可決 16 平成 29 年度伊佐市本道事業会計予算 原案可決 原案可決 伊佐市職員の動務時間、休暇等に関する条例の制定について 原案可決 17 伊佐市職員の動務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の制定について 原案可決 20 伊佐市意児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 12 伊佐市宣学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市安保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例ので伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原案可決 伊佐市要保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市園敦地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市島獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市島獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市島獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について	9	平成 29 年度伊佐市一般会計予算	原案可決
12 平成 29 年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算 原案可決 原案可決 13 平成 29 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算 原案可決 原案可決 14 平成 29 年度伊佐市簡易水道事業特別会計予算 原案可決 原案可決 15 平成 29 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算 原案可決 16 平成 29 年度伊佐市水道事業会計予算 原案可決 17 伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 4 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する 原案可決 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市税条例等の一部を改正する条例の制定について 原案可決 20 伊佐市税条例等の一部を改正する条例の制定について 原案可決 21 伊佐市産児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 22 伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 23 伊佐市支保製工業対策協議会設置条例及び伊佐市かとり親家庭等医療費助成条例の 原案可決 伊佐市與保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市かとり親家庭等医療費助成条例の 原案可決 伊佐市與保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の原案可決 伊佐市與保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市かとり親家庭等医療費助成条例の原案可決 伊佐市與保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市かとり親家庭等医療費助成条例の原案可決 伊佐市與保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市かとり親家庭等医療費助成条例の原案可決 伊佐市島戦教と同たおける建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決 伊佐市島戦教害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決	10	平成 29 年度伊佐市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
13 平成 29 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算 原案可決 14 平成 29 年度伊佐市簡易水道事業特別会計予算 原案可決 15 平成 29 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算 原案可決 16 平成 29 年度伊佐市水道事業会計予算 原案可決 17 伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 4 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 20 伊佐市税条例等の一部を改正する条例の制定について 原案可決 21 伊佐市章里見就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 22 伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 23 伊佐市立対権関保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 24 伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原案可決 25 伊佐市要保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の 原案可決 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決 伊佐市島散被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決	11	平成 29 年度伊佐市介護保険事業特別会計予算	原案可決
14 平成 29 年度伊佐市簡易水道事業特別会計予算 原案可決	12	平成 29 年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算	原案可決
15 平成 29 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算 原案可決 16 平成 29 年度伊佐市水道事業会計予算 原案可決 17 伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 20 伊佐市税条例等の一部を改正する条例の制定について 原案可決 21 伊佐市管書児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 22 伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 23 伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 24 伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原案可決 25 伊佐市異保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 26 伊佐市島獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最近に対して 原案可決 原案可決 財産の最近に対して 原案可決 原案可決 原案可決 財産の最近に対して 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原業 原施 所述 に対し 原案可決 原案可決 原業 原産	13	平成 29 年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
16 平成 29 年度伊佐市水道事業会計予算 17 伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について 18 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 20 伊佐市院書児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について 21 伊佐市宣学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 22 伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 23 伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 24 伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について 25 伊佐市要保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について 26 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について 27 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 28 財産の最低売却価格の減額について 京案可決 29 財産の最低売却価格の減額について 原案可決	14	平成 29 年度伊佐市簡易水道事業特別会計予算	原案可決
17 伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する 原案可決 原案可決 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市税条例等の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市産書児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原案可決 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市島獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 伊佐市島獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 伊佐市島獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 伊佐市島獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 アナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15	平成 29 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
18 伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊佐市職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 19 伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 20 伊佐市税条例等の一部を改正する条例の制定について 原案可決 21 伊佐市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 22 伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 23 伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 24 伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 25 伊佐市異児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の 原案可決 26 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 について 原案可決 27 伊佐市島獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 28 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 29 財産の最低売却価格の減額について 原案可決	16	平成 29 年度伊佐市水道事業会計予算	原案可決
18 条例の一部を改正する条例の制定について	17	伊佐市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
20 伊佐市税条例等の一部を改正する条例の制定について 原案可決 21 伊佐市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 22 伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 23 伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 24 伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原案可決 伊佐市要保護児童対策協議会設置条例の制定について 原案可決 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 26 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 27 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 アスター・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン	18		原案可決
21 伊佐市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 22 伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 23 伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 24 伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原案可決 25 伊佐市要保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の 原案可決 26 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 について 27 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 27 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 19 財産の最低売却価格の減額について 19 東条可決 19 財産の最低売却価格の減額について 19 東東可決 19 財産の最低売和価格の減額について 19 東東可決 19 財産の最低元報 19 財産の最低元報 19 東東可決 19 財産の最低元報 19 財産の最低元報 19 財産の最低元報 19 財産の最低元報 19 財産の限 19 財産の限 19 財産の限 19 財産の限 19 財産の限 19 財産 19 財産 19 財産 19 財産の限 19 財産 1	19	伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
22 伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 23 伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 24 伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原案可決 伊佐市要保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の 原案可決 一部を改正する条例の制定について 25 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決 27 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 27 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 原案可決 りまから 関係の表します。 原案可決 アンドル・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	20	伊佐市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
23 伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決 伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について 原案可決 伊佐市要保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の 原案可決 一部を改正する条例の制定について 原案可決 26 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決 27 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 原案可決 アスター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21	伊佐市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
24 伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例及び伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 25 伊佐市要保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の原案可決一部を改正する条例の制定について 26 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定原案可決について 27 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 28 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 29 財産の最低売却価格の減額について 原案可決	22	伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
24 理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 25 伊佐市要保護児童対策協議会設置条例及び伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の原案可決一部を改正する条例の制定について 26 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決について 27 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 原案可決 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 原案可決 原案可決 原業可決 アルー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23	伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
25	24		原案可決
26 伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決 27 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 原案可決 28 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 129 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 129 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 129 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 129 財産の最低売却価格の減額について 129 財産の最近に対する条例の制定 129 財産の最近に対策を改正する条例の制定 129 財産の最近に対策を改正する条例の制定 129 財産の制定 129 財産の制定 129 財産の最近に対策を改正する条例の制定 129 財産の制定 129 財産の制産 129 財産 129 財	25		原案可決
28 財産の最低売却価格の減額について 原案可決 29 財産の最低売却価格の減額について 原案可決	26		原案可決
29 財産の最低売却価格の減額について 原案可決	27	伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について	原案可決
	28	財産の最低売却価格の減額について	原案可決
30 財産の最低売却価格の減額について 原案可決	29	財産の最低売却価格の減額について	原案可決
	30	財産の最低売却価格の減額について	原案可決

議案番号	件 名	議決結果					
31	財産の減額貸付について	原案可決					
32	市道路線の認定について	原案可決					
33	平成 28 年度伊佐市一般会計補正予算 (第 10 号)	原案可決					
34	教育委員会委員の任命について	同意					
35	伊佐市個人情報保護条例及び伊佐市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決					
36	6 伊佐市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て						
諮問1	人権擁護委員候補者の推薦について	適任					
意見書2	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	原案可決					

【即決議案及び施政方針】

発 言 者	質 疑 事 項
山下 和義議員	1 平成29年度施政方針
柿木原榮一議員	1 議案第2号 平成28年度伊佐市一般会計補正予算(第9号) 2 平成29年度施政方針
森山 良和議員	1 平成29年度施政方針

【付託議案】

発 言 者	質疑事項									
柿木原榮一議員	1 議案第9号 平成29年度伊佐市一般会計予算									
緒方 重則議員	1 議案第27号 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について 2 議案第9号 平成29年度伊佐市一般会計予算									
森山 良和議員	1 議案第9号 平成29年度伊佐市一般会計予算 2 議案第27号 伊佐市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について									

第1回定例会(3月)の賛否の分かれた表決結果

○は賛成、●は反対、欠は欠席

	議員氏名	谷	武	岩	井	森	今	山	森	緒	久	前	畑	沖	鶴	柿木	福	植	左近充
lΤ			本	元	上	山	村	下	田	方	保	田	中	田	田	小 原	本	松	充
		大	進		文	良	謙	和	幸	重	教	和	香	義	公	榮	壬	尚	
議案 番号	議案	介	_	努	雄	和	作	義	_	則	仁	文	子	_	紀	_	枝子	志郎	諭
2	平成 28 年度伊佐市一般会計補 正予算 (第9号)	•	0	0			0	0		0	0	\circ	•			0	0	0	
9	平成 29 年度伊佐市一般会計予 算	•	0	0	欠	0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	•	0	0	議長職
10	平成 29 年度伊佐市国民健康保 険事業特別会計予算	•	0	0	欠	0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0	のため表決
11	平成 29 年度伊佐市介護保険事業特別会計予算	•	0	0	欠	0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0	決に参加
15	平成 29 年度伊佐市農業集落排 水事業特別会計予算	0	0	0	欠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	心ない
意見 書 2	地方議会議員の厚生年金への加 入を求める意見書	0	0	0	欠	0	0	0	0	0	0	•	•	0	0	0	0	0	

団体募集

議員との意見交換会

本市議会では、議会基本条例第7条により、市議会及び議員の政策提案機能の 強化及び拡大を図るため、意見交換会を開催します。ついては、下記のとおり 意見交換会を行う団体等を募集します。

1 対象

市民の団体、市民グループ等(ただし、意見交換会に参加できる人員が10人以上必要です。)

2 意見交換会の内容

あらかじめ提出していただいたテーマに基づき意見交換会を行います。 なお、時間は1時間~1時間30分程度とします。

3 開催場所

原則、応募団体が希望される場所で開催します。なお、開催会場は応募団体で確保して下さい。

4 参加する議員

提出していただいたテーマに応じ、複数人が参加します。

5 応募方法

申込書に必要事項を記載して、議会事務局へ提出してください。なお、ファックス、メールでも提出できます。

※申込書は本市議会のホームページに掲載してあります。ホームページをご覧になれない場合は議会事務局にお問い合わせください。

6 応募期日

平成29年6月1日から7月末日まで

7 その他

- (1)開催の諾否については、議会運営委員会で協議し決定します。応募されたテーマの内容、 開催時期によっては、お受けできない場合や意見交換の方法について協議させていた だく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2)開催の諾否の決定後、開催日時や運営方法等を協議させていただきます。

《問合せ先》

議会事務局 TEL0995-23-1335 FAX0995-22-4983 E-Mail gikai@city.isa.lg.jp

問 に基づき、 クール推進事業計画 フュー 自治体の規模や チ ヤー

伺う。 要だと思うが説明、 通しを持った導入計画が必 状況に応じて中長期的な見 見解を

応する子どもたちの教育を と、ICT社会に対 教 育内容の充実

時期は10月から12月をめど 議会に提案されたが、 保管し、 研修を開催する。 操作方法、デジタル教科書 用推進員を中心に、機器の 整備計画を具体化し、9月 目標としてタブレット導入 ついては、 の効果的な活用方法等校内 に導入していく。ICT活 盗難防止用アラー 校内活用で施錠 取扱いに 納入



क्त

/タブレット端末導

で整備計画を図

岩

元

題として総合的に考えてい 性化や児童数確保の重要問 も検討しながら、教育の活



幅員が4メートルの道路で 持永野線は、 県道 407号 車道

り、 ミュニティ等の意見を聴取 良計画はない。今後、 8576メートル、 生じる。あらゆる方法を使 見交換を同時にやらないと 体の方々と行政を含めて意 狭い現状がある。当該自治 路があるが、さつま町側が る。伊佐市内では、代替道 は、 る。さつま町方面に出るに 住民の方々や自治会、コ ある。現段階では、県道改 い総合的に進めていくこと 意見、意思の疎通に問題が してからの要望はあり得 非常に利便性は高くな ショートカットにな 沿線

県道407号道路 改良について

問 か。 県地域振興局へ要望できな 国道504号へつなぐよう 線を利用して北薩横断道、 幅し、旧JR宮之城 県道407号を拡

トールを検討する。今後は、 ム音付ロック機能のインス

小規模校間でのテレビ会議

呈病が国保医療費

県の窓口紹介するのみ 市 畑 中 議員

市として相談のあ

課へ案内すること以外に独 自にできることはない。 る方を県の環境林務

ないか。 問 認めさせることが重要では 俣病患者が存在することを 定されない。30年間奇病と た方もおられる。伊佐に水 いわれ多額の医療費を投じ 拠提出を要求され認 県に申請しても証

ルである。 ていただくのがルー 県に案内し審査し



問

域対象外とされてい 伊佐市は水俣病地

問 貸付料を減額するに至った きない事態となった時期や 九電との間で送電がで 林建設を選定した理由 付に応募した事業所 太陽光発電用地貸

と思うが、市として被害者

理由は。

いることと無関係ではない

国保医療費が高額になって 状況が続いている。本市の 適切な治療も受けられない 者の多くは補償もされず、 るため、伊佐の水俣病被害

> 電からあり、28年4月に蓄 の送電が難しいとの話が九 なったと考える。26年2月 業者であっても同じ事態と で林建設を選定した。専門 事業者もあったが、選定委 応募事業者は4 太陽光発電専門

付金など国保への繰入も見 ないか。水俣病特別調整交 ための対策をとるべきでは の把握や認定を受けられる

込めるのではないか。

いない。 あった。日にちはメモして のこと。その後市に相談が と九電から回答があったと 電池を設置すれば送電可能 問

疑問である。 減額の必要性があったのか には送電する状態だった。 **蓄電池はできあがり1月末** れたときにはすでに 12月議会に上程さ

伺う。

考える。 議会議決は重いと ら判断し作付することにな サポートをしていく。 るので、きめ細やかな説明



問 聞きしたい。 業の展望について見解をお く変わるが、今後の伊佐農 政・農業政策が大き 平成30年度から農

米を中心にしてい

くことは変わらない

長/水田 森 H をフル活用していく 田

戸別所得補 平成30年度からは 償、 10 ると考える。 用米・WCS用稲・加工米 が、大豆・飼料作物・飼料

与える影響と課題について ことになるが、稲作農家に 廃止され、生産数量配分通 知もなくなる。米はいくら アール当たり7500円も でも自由に作付してもよい ことが伊佐に一番合ってい を水田にフル活用していく WCS用稲の栽培対策は

明が必要ではないのか。 作製して、もっと丁寧な説 要か等々のパンフレットを 伊佐平野に適しているの か、元肥料はどれくらい必 いて、どの専用品種がこの 品種の栽培管理につ WCS用稲の専用

ないが、今後は農家みずか

いなかで、

先に進め

国の政策が見えな

説明に心がける。 等を作製して丁寧な 今後パンフレット

問 る。収穫の多い専用品種を ないので農家の手出しがあ S用栽培は収穫が少 主食用稲でのWC

導入し、栽培面積の拡大を 標準的な統一した対策を講 収支及び作業料等について 図っていただきたい。また ずることはできないか。

議員



さつま、関係機関との検討 伊佐地域振興局並びJA北 会を考えていく。 入を図り、県の姶良・ 今後専用品種の導





も医療書の

ろ考えていない 谷 山 議員

市

問

円増、 場合、 円増でできるが、どうか。 ら1000円にした場合 自己負担を3000円か にした場合470万円増。 に引き下げた場合166万 410万円増、2000円 5歳未満まで無料 就学まで無料にした 現在より760万 子ども医療費を未

考えていない。 をしておらず、 現在無料化の検討 まだ

学校の冷暖房の設置環境

問 準で定められている10℃の じないのはなぜか。 教育委員会として措置を講 基準を下回ることがある。 の学校では学校環境衛生基 は何度か。また市内 市内の学校の室温

問

伊佐市への投資とし

市民とこれからの



まで無料にしないのか伺う。 て子ども医療費を高校卒業

学校からは要望は上がって 10℃を下回ることはあるが 10℃を下回る学校は4校。 **5℃から14・5℃の範囲で** を各学校で測った。

子どもへの施策、また職場

病院の継続、

障がいのある

ターを揃えることや、 その施策よりドク

きていない。

雇用の確保を重視したい。

問 が設置した学校もあるが、 設置しないか伺う。 常に寒くなる。エアコンを あり夏は非常に暑く冬は非 たか。また、伊佐は盆地で 教育委員会に要望はなかっ がPTAにもあり、PTA 授業ができないという訴え 11校ある。生徒から寒くて てある学校が16校中 ストーブを設置し

現在のところ考えていない。 扇風機を設置してあるので きもある。空調については ときもPTAに相談すると 委員会にお願いする 校長が考えて教育



市

問 7億8600万円、2位が る。一方、県内では28年 月間で1位が志布志市で なって3・2倍になってい 5市町が1億円を超してい 3億4400万円、その他 鹿屋市で4億3400万 4月から9月までの6ヵ 3402万2000円と ら9月までの6ヵ月間は あったのが、翌年の4月か 1048万7000円 月までの6カ月間 3位が大崎町で 27 年 伊 4 佐 月 市 か は ら 9 平 で で

ネット上で申込みができる 加入を昨年からしている。 寄付金額の設定やインター ふるさとチョイス」への 今後も努力して新たな がっている訳である 努力して数字が上

に増やし、

またふるさと納

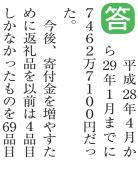
税が急激に増えたのも、

ふるさと納税につい 長 日平 標成 植 29年度は
 1億円を 松 尚志郎

成 る。 年度は1億円を目標にす い方法を検討する。平成29 ても、先進地を参考に新し 性が上がったこと等を考え 電子決算の導入をして利便

ド決済ができるようになっ ネット上でクレジットカー ト上の申込みと、 たことが理由だ。 るさとチョイスというネッ インター

さと納税額はいくらか。 月から29年2月までのふる どうか。また、平成28年10 いかと考えるが、この点は 分に届いていないのではな 海等にいる方々へ情報が十 れて関東、関西、 ふるさと伊佐を離



議員

き家バンク制度の 設は

制度を確立する 市

謙 村

> 政が一体となって相談して これからも、

消防団と行

作

議員

空き家バンクにつ

位でお願いすることだと思

を市のホームページや、さ ものを集約して、その情報 り、一定条件をクリアする れる個人の空き家物件を募 定住に取り組むことにする。 宅の流動化を図り、移住・ の情報を提供することで住 介していく。利用希望者へ まざまな媒体を使い広く紹 いては、提供してく う。 ر د ۲



問 れる。

とめ、

年度の途中で運用開

バンクの仕組みづくりをま 平成29年度、前半は空き家

始となる予定であるので、

の対応について伺う。

はやめましょう」 に迷惑な行為や危険な行為 スケートボードは「人 課で管理はやってい 伊佐PR課と建設 の表示は

用、待機児童はいないが南 行い、27年度で250人利 る。13ヵ所の児童クラブで 9月に作成し実施してい れば、利用の促進は考えら 要なときは、空き教室があ 営に関する基準を平成26年 永地区はクラブがない。必 成事業の設備及び運 放課後児童健全育

問



消防団員の確保について

願いする。

内をし、空き家の登録をお

市民の方にバンク制度の案

問 ŋ 減少のなかで、非常に苦労 しているが、どのような取 、組みを考えているか 員の確保には、人口 地元からの消防団

問

民の皆様に理解してもらえ るように、広報、 ているかということを、市 でどのような役割を果たし ばらしさ、地域の中 消防団の活動のす 自治会単

あるが、

具体的な内容を伺

向けて窓口の強化を図ると

しい移住・定住の取組みに

空き家バンクを創設し、新 と掲げてある。この中で、 定住のための新たな展開.

策のなかで、「移住・

施政方針の重点施

う。

理は大丈夫か。 迷惑をかけている。維持管 でスケートボードで市民に また伊佐市の公園等 公園の遊具が撤去さ 傷んできたとどろ

してある。

いのか。 ケートボード場の計画はな はあるのか。専用ス 遊具等の更新計画

画の策定中で市民のご意見 佐市公共施設等総合管理計 現 問 ブ連絡協議会への加 鹿児島県児童クラ

等も踏まえて検討する。

的整備は、

現在、伊

れる。

遊具の今後の計画

段階では具体的整備計画は

有無は 計 的近

/ 市民のご意見を伺ってから検討

柿木原

榮

議員

ない。 子ども・子育て支援制度の 明せよ。 利用者支援事業の内容を説 子育て支援事業計画にある

うなっているのか。伊佐市 現状と対策について の伊佐市の現状はど 放課後児童クラブ

催するため予算を計上して に委託し、母親学級等を開 を図るため2ヵ所の子育て 者等の総合相談支援、 9ヵ所。地域子育てトータ 婦支援でなかむら産婦人科 支援センターに委託、 入は4ヵ所で、未加入が から18歳までの児童と保護 ルサポートセンターで0歳 ブ連絡協議会への加 鹿児島県児童クラ 妊産 充実

いる。

て世代の状況等

する体制をつ くる 市 議員

和 義 山

> 問 体制づくりができないか。 かり把握して支援していく が行政の仕事である。しっ 方々に支援をしていくこと 本当に困っている 子育てについて、 子育てだけでな すべての市民の

方々の中でも本当に厳しい 問 どうなるのか。 の少ない方々が多い。 いる。国保の対象者は所得 円一般会計から繰り入れて 計に2億7500万 本年度も、 国保会

問

方向で検討していく。 だが財源は無尽蔵ではな り入れはせざるを得ない。 は30年度からも法定外の繰 い。29年度中に改定を行う しかし今の市の状況で 入は想定していな 国も県も法定外繰

ていく。

方に支援する体制をつくっ 方や、本当に支援の必要な

のか。 この件で市長、県議、J



大切だと考えている。

り組み、外食産業につなげ ジタブルなど6次産業へ取 ることはできないか。 またカット野菜やドライベ

社、あるいは農家・農事組 者の情報を収集することが して成り立たせるのは難し の動きがなければ、事業と 合法人などに話をし、適任 い。関心を持たれている会 む人材あるいは会社 6次産業に取り組

委託している阿蘇地区に飼 飼料用稲の生産を カミチクの社長が くことが今の農政の一つの それに応えられるよう飼料 仕事だと思っている。 米の作付面積を増やしてい

か。 被災し、工場建設用地を探 料工場の建設を計画してい た。熊本地震で契約農家が

が、どのように進められる 話し合われたとのことだ Aの常務の三者で2回ほど

問

に周知していく方法

市民の方々に正確

は。

時、市民の方々にお 会議等の情報を随

知らせしていく。

問

村で3月に支給していると

伊佐市も検討

学準備金を他の市町

低所得者向けの入

できないか。 ころがある。

でいない。 など、次の段階にまで進ん に斡旋できる土地があるか



問題を解決し、3月支給が

ている。手続き等の

現在7月に支給し

らしいが進捗状況はどう 伊佐も候補地の一つである している。」と報道があり、

ミチクに要望していこうと 三者で確認をした。私ども、 関係団体一体となってカ

問 在23の外食産業を カミチクでは、

う社長の意向である。伊佐

場をつくりたいとい

伊佐を含め飼料工

な園芸作物を育てていく、 外食産業へ提供できるよう る。夢さくら館の伊佐牧場 の誘致も含め、 だけでなく、混合飼料工場 カミチクの

100店舗にする計画であ 現

今後の運営は

混合飼料

市長

も増やしていきたい

家庭の実質的支援になるの

国民健康保険の

で検討する。

議員

保

教

どもの学習支援

で ニティスク

武 本

> えておられるか伺う。 が繰り返される。子どもの 面する。そして貧困の連鎖 貧困についてどのように考 った環境と同様に困窮へ直

進

ある。 を防止することは国民全体 が国において、貧困の連鎖 少子高齢化社会に向かうわ 後の生活困難にもつながる。 影響を及ぼし、やがて成人 しなければならない問題で の課題である。また、解決 近年、食生活や健 学習環境にも



問 訪問することは重要と考え を尽くしている。そのうえ え忙しくとも心を砕いて手 窮世帯の子どもの家に家庭 で支援を必要とする生活困 学校の先生たちはたと その見解を伺う。 ている子どもについ 複雑な課題を抱え



り教育が受けられず、

子どもの貧困によ

議員

問

家庭訪問を行っている。 ルソーシャルワーカー等が 教育相談員やスクー 学校の担任、 市の

げられなければ、生まれ育 進学や就職のチャンスが広



めないか。 訪問型の学習支援で取り組 いて、 土曜いきいき講座と どもの学習支援につ 生活困窮世帯の子

土曜いきいき講座や 本市においては、

ている。 等が連携してコミュニティ スクールという体制を考え 子ども・家庭と教育委員会 年度から学校とその地域の て対応している。また、来 学習支援員を学校に派遣し

問

は。

化している。 かりながら、

等と調整、

連携をは

相談体制を強

担任や教育相談員

カーの配置とその活動状況

ールソーシャルワー

本市におけるスク



市長

/職員・嘱託・臨時職員480人

鶴

田

議員

問 定数条例は350人である。 員数は妥当か。職員 事務量に対する職

なまちづくりの対応策は。

である。 員120人の合計480人 託職員94人、臨時職 職員266人、嘱

問 あるが、事務量 針で「少ない人数で魅力あ 応している。市長の施政方 足分は嘱託・臨時職員で対 遣職員もいる。事務量の不 加と予想される。 はかる」とある。 費等の事務的経費の削減を 行政サービスを見直し人件 る地域をつくる」「既存の 人、熊本県甲佐町1人の派 うち宮城県南三陸町3 人員は非常に少な 職員定数に対し実 は年々増 安心安全 理想的で

> か。 工場を当市に誘致できない たカミチクグループの飼料 営を目指す目的で設立され 続する。発展可能な畜牛経



の数は。

実職員数と嘱託・臨時職員

は続ける。 立っている。 派遣職員の研修は非常に役 いことが最大のサービス。 しない、赤字団体にならな イントである。行政は倒産 改革が地方交付税の算定ポ 八事の流動性の含みや行政 は非常事態に備えた 定数と実人員の差 市長の任期中



問 農家が自ら生産した肉牛等 設立された。南九州の畜産 を目指し、6次産業化をは 値向上と地域の活性化が持 することで原材料の付加価 を活用した関連事業を拡大 プロジェクト(BSP)が かる新会社㈱ビースマイル 持続可能な畜牛経営 成長産業の育成や



り、率先して役割を果たす れる場合は行政が中心にな 等々、当地域で事業拡大さ 場、チーズ製造、物産販売 具体的要請はない。伊佐牧 べきと思う。 定中の情報はあるが、 熊本震災で場所選

夕-

来年3月20日の予定 議員

義 H

問 ターの処置について伺いた と現存の衛生セン 瑕疵 (かし) 担保

責任を負うこと。 あった場合、業者は賠償の 見できないような欠陥が ※瑕疵担保責任 物件に、一般の人では発

消毒を行い最終処分をす 年である。現存の衛生セン 備は3年、 沈殿物を引き抜いて清掃、 ターについては、受入終了 は5年、建物屋根防水は10 理施設関係は3年、 水槽の防食は10年。建築設 閉鎖作業に入り、順次 間は引渡後10年、処 設計の瑕疵担保期 ただし建物外壁 ただし

いる。

曽木地区の信号設置



ある。

20日が竣工、

引渡の予定で

尿・汚泥処理となり、3月 以降は新しい施設での、

L

機設置について伺いたい。 故等が多発している。信号 の交差点であるが、横転事 267号と広域農道 曽木地区の国道

る。 信号機設置を要望してい 伊佐市及び交通安全協会も の要望書を提出している。 と伊佐警察署に信号機設置 など6団体が伊佐市 曽木コミュニティ

は一番の要求として認識し あるので、優先順位として だきたい。 れるよう強く要求していた 早急に信号機設置がさ 重大事故が起きる前 な質問が出るわけで な交差点といわれて 議会でもこのよう 伊佐市で一番危険



人口減対策について

く、田舎に興味のある人で ④地域づくりのプロではな

問 域おこし協力隊の活用は。 生率を上げるには③交流人 口増をどうはかるのか④地 生の地元雇用は②出 ①今春卒業の高校

待する。

気になってくれることを期 民が刺激を受けて地域が元 するために仕事を探す。市 い、3年目は伊佐市へ移住 テーマに沿った活動を行

レル、ミニブタ研究所であ フードパッカー、官公アパ ム、大口電子、日本 ①ジャパンファー

える。 から定住につながればと考 であり、優しいおもてなし さしいまち」がキーワード さつま町とのDMOは「や トパスや農家民泊、さらに、 働く場の確保である。③観 める環境であるが、一番は いの場、結婚、安心して産 ダンスを計画する。②出会 る。今年は市内企業のガイ 光交流、特産品の振興、フッ

いたい。

運転に入り、徐々に処理能 力を上げていく。来年2月

b

検討する

く要請活動をしていく。 ている。今後もなお一層強 尿と汚泥を投入し実質負荷

り財政状況等を勘案しなが 2億4000万円程度であ については、見積もりでは 錠等を行い管理する。解体 る。閉鎖後はしっかりと施

電を開始し順次、し 昨年11月中旬に通 問

ジュールについて伺

本稼働までのスケ

と思う。 を動かすこと、その二つだ 自分に合ったスポーツや体 をすることは許されないの に原因がある。法定外繰入 見直ししてこなかったこと 健診をすること、定期的に で、改定するしかない。②



の影響は

人ひとりが元気で あるためには。

問 取り組むべきでは。 くり、健康づくりを本気で がどうなるのか。②元気づ 度からは県が保険者となる は2億7500万円、30年 補てんとして29年度 ①国保会計の赤字

る。これまで他の自治体に 0万円の繰入が必要と考え 比べ、保険税率を定期的に なっても1億500 ①県が保険者に

本

千枝子

議員



3月11日 春の市交通 事故防止



交通安全のチラシとボールペンを配りながら、市民の 皆さんに交通事故防止を呼び掛けました。

4月29日県立北薩病院敷地内清掃作業





4月14日 人の波作戦「交通事故死ゼロを目 指す日」啓発活動 ※各校区コミュニティや各種団体 の方々も多数参加されました。

県知事と県教育長へ特別支援学校設置を求める要望書を提出



二反園知事へ提出



小林副知事 (中央) への説明

援学校誘致調査特別委員会を設置しま 援学校設置を求める要望書」を県知事 と県教育長に提出しました。 4月19日には「専攻科をもつ特別支 誘致を推し進めるため、伊佐市 伊佐市議会では、3月議会で特別支

への要望 寺園県教育次長(右から2人め



となって今後取り組んでいきます。

丸

いさの夜空

存在が期待されています。 その下には液体の海が存在する可能性が高く、生命の です。このエウロパ、表面は氷に覆われていますが、 なっています。左上に見えるオレンジ色の楕円形は 速で自転するために高速のガスの雲の流れが縞模様と 影であり、影のすぐ左にある小さい白い点がエウロパ 気圧、右下にみえる黒い点は、木星の衛星エウロパの した。直径が地球の11倍もある巨大惑星ですが、高 「大赤斑」と呼ばれる地球の2倍~3倍もある巨大低 久しぶりに観測小屋の屋根を開け、木星を撮影しま

です。 ホルストの組曲「惑星」のなかでも、「ジュピター (木星) 」がひときわ存在感を放っている理由に納得 この時期、南の空に最も明るく輝く星が木星です。



木星」平成29年4月14日 伊佐市菱刈前目から撮影 写真・文 左近充 円

平成29年

○定例会は午前 10 時開会です。

6月

1日(木)	本会議(招集日)
5日(月)	本会議(2日目)一般質問
8日(木)	本会議(3日目)一般質問
9日(金)	本会議(4日目)一般質問
13日(火)	本会議(5日目)総括質疑
14日(水)	総務産業委員会
15日(木)	文教厚生委員会
23日(金)	本会議(最終日)

議会中継を自宅等のインターネット でも視聴できます。

(市議会の生中継や録画を映像配信 ます)

【伊佐市ホームページ】

【伊佐市議会】



【議会インターネット映像中継】

大口庁舎・菱刈庁舎・ふれあいセンター ま ごし館でも

> 委員長 畑

副委員長

中

香

子

なく、冬の寒さも重要とありました。そして

一定期間、寒さに触れることで開花が促され

ころ、桜が開花するには、温暖な気候だけで たそうです。 桜の性質について調べましたと

武

本

進

るそうです

議会ライブ中継をご覧になれます。

谷

保 山

尚志郎 文 大 教 雄 介仁

編集·発行責任者 議 左近充 長

議会広報等 特別委員会

は、暖冬の影響で桜の開花が例年に比べ遅れ かったと思います。九州のほとんどの地域で もあります。花見を楽しみにしていた方も名

諭

桜が咲く4月は、新たな出発を迎える時で

開始は、欧米にならい9月でした。しかし、 沿って、大学では9月や17月に入学可能な 始に変更し、現在に至ります 1887年に高等師範学校が新学年を4月開 が導入された明治の初期、日本でも新学年の ケースも増えつつあります。近代の学校制度 るそうです。日本でも近年の国際化の流れに おいては、9月に新学年が始まる国が結構あ 4月の入学は日本独自の教育習慣で、欧米に 付けた、新入生を迎える入学式があります。 この時期は、新しい学生服とカバンを身に

武本 進 ら思うのでした。

元公園のライトアップされた夜桜を仰ぎなが 社会人の皆さまが幸福になりますように、

たくさんの希望を胸に入学した新入生、

忠 新

編集後記